

事業報告書
(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人芳淳士会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市銅座町 4-14 青木ビル 5F
- (3) 設立認可年月日 令和 3 年 2 月 12 日
- (4) 設立登記年月日 令和 3 年 2 月 22 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人芳淳士会 まつなが形成外科・ 皮ふ科	長崎県長崎市銅座町 4-14 青木ビル 5F	一般病床 0 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 4 年 2 月 23 日 令和 3 年度決算の承認に関する件、理事及び監事の選任の件

様式 3 - 3

法人名 医療法人 芳淳士会
 所在地 長崎県長崎市銅座町4-14青木ビル5F

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	37,690	I 流 動 負 債	7,294
II 固 定 資 産	23,177	II 固 定 負 債	37,999
1 有 形 固 定 資 産	12,240	負 債 合 計	45,293
2 無 形 固 定 資 産	153	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	10,784	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	7,574
		1 代 替 基 金	0
		2 そ の 他 利 益 剰 余 金	7,574
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	8,000
		純 資 産 合 計	15,574
資 産 合 計	60,867	負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,867

ok

法人名 医療法人 芳淳士会
 所在地 長崎県長崎市銅座町4-14青木ビル5F

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,278
2 事業費用	89,942
本来業務事業利益	7,336
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	7,336
II 事業外収益	636
III 事業外費用	541
経常利益	7,431
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	7,431
法人税等	1,497
当期純利益	5,934

様式2

法人名 医療法人 芳淳士会
 所在地 長崎県長崎市銅座町4-14青木ビル5F

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年12月31日現在)

1. 資 産 額 60,867 千円 ✓
 2. 負 債 額 45,293 千円
 3. 純 資 産 額 15,574 千円 ✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	37,690
B 固 定 資 産	23,177
C 資 産 合 計 (A+B)	60,867 ✓
D 負 債 合 計	45,293
E 純 資 産 (C-D)	15,574 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 芳淳士会
理事長 松永 芳章 殿

私は、医療法人芳淳士会の令和4年会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和5年2月22日

医療法人 芳淳士会

監事 中村 久雄

